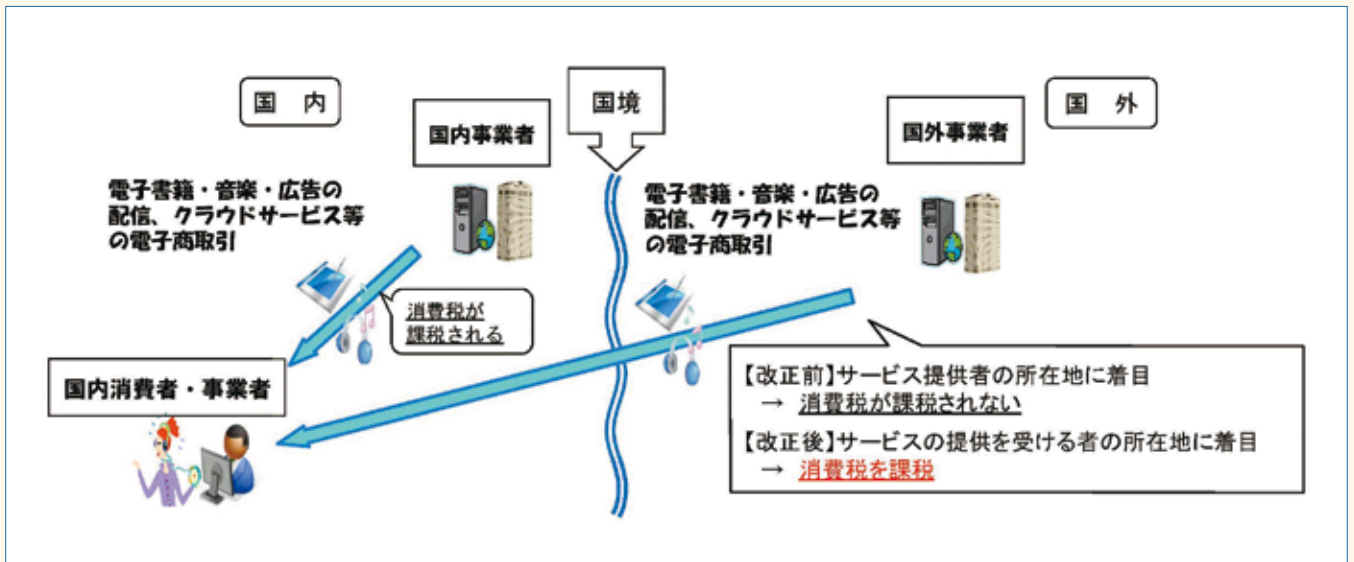


# 国際電子商取引に対する 消費税法の取り扱いの見直し

～「amazonに出品する場合」と「kindle (amazon) からダウンロードする場合」の違いは～

税制委員 小林誉光(税理士)

## 【1】なぜ改正になったのか？



(財務省の資料より)

従来は、電子書籍や音楽などをダウンロードにより購入した場合、「購入先のサーバーの所在地」が「国内」なのか「海外」なのかによって、「消費税が課税されるか」が決まっていました。しかし、この状態だと「同じ商品」をダウンロード購入しても、サーバーの所在地の違いにより、「課税の有無により価格が異なる」ことになり「課税の不公平」の問題がありました。

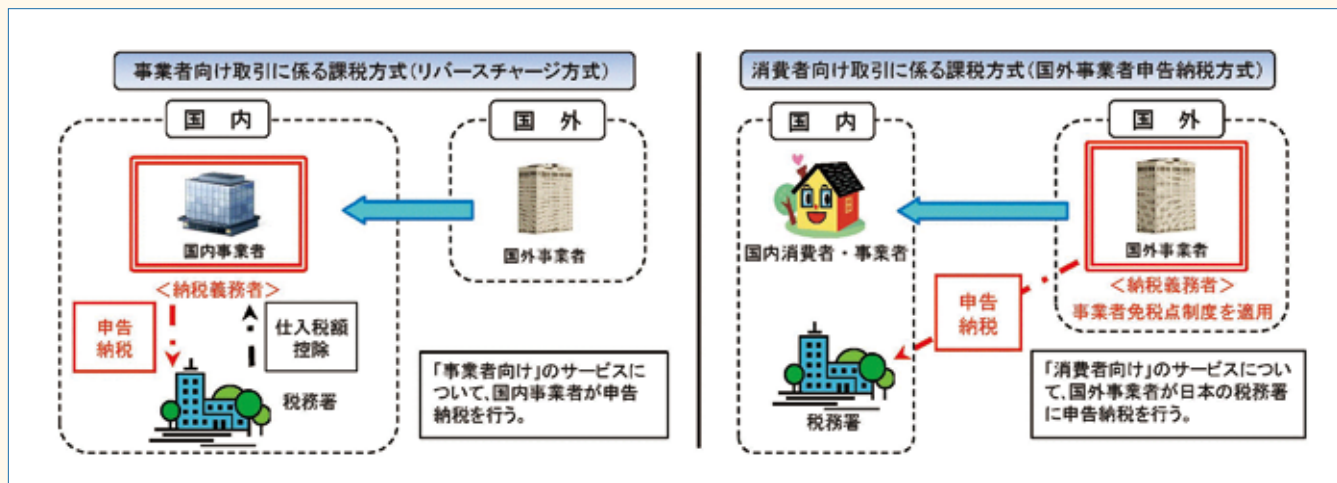
## 【2】いつから改正になったの？

平成27年10月1日以後の取引が対象になります。

## 【3】「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の具体例

- ① 電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェアの配信
- ② クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- ③ クラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- ④ インターネット等を通じた広告の配信・掲載

### 【3】 どうやって納税するの？



(財務省の資料より)

今回の改正では、「(1) 事業者向け取引にかかる課税方式」と「(2) 消費者向け取引にかかる課税方式 ((1) 以外の取引)」の二つの課税方式が設定されました。

### 「(1) 事業者向け取引にかかる課税方式(B to only B)」

**リバースチャージ方式 (→海外事業者が納めるべき消費税部分を代わりに預かって納めてね)**

これは、「国外事業者から事業者向け電気通信利用役務の提供(これを「特定課税仕入れ」という)を受けた場合、(サービスの受け手である)国内事業者が消費税を課す」方式です。消費税は、通常の場合、サービスの「売り手」が消費税を預かって納税をします。しかし、この「リバースチャージ方式」では、「買い手」である国内の事業者が「国外事業者(売り手)」に代わって消費税を納めることになります。イメージとしては、「源泉所得税の預り金」に近い形だと思っていただければいいと思います。これに該当する代表的なものは、「Google AdWords」のネット広告だと思えます。また、「Amazonへ商品を出品する場合(広告)」もこちらです。

#### (ポイント1)

(1)の方式は、「事業者との完全な相対取引にのみ(B to only B)」適用されます。つまり、海外事業者がおこなう不特定多数のものに対しておこなう取引(事業者が限定されないような取引)(B to B or C)については、すべて「(2)の課税方式」でおこないます。みなさんが、通常の電子書籍やソフトウェアや音楽などのダウンロードの役務提供を利用した場合は、(2)の方式になります。(注:Bとは事業者、Cとは消費者)

#### (ポイント2) 申告が必要な事業者は限定される

リバースチャージ方式は、課税期間において一般課税(本則課税)により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます(つまり、簡易課税選択事業者や課税売上割合が95%以上である事業者は今まで通りの申告になります)

### 「(2) 消費者向け取引にかかる課税方式」

#### 国外事業者申告納税方式

(→海外の事業者は事前登録して日本の消費税を納めてくださいね)

「事業者向け以外の電子通信利用役務の提供」については、原則として、「仕入税額控除」ができませんが、サービスの提供を受けた国外の事業者が、「登録国外事業者」である場合にのみ、(国内事業者からの役務提供と同様に)「仕入税額控除」を認めることにしました。つまり、国外事業者が事前に登録して日本の消費税の納税義務者になってくれるなら、「仕入税額控除」をしていいよということです。

Amazonは「登録国外事業者」に認定されていますので、「kindle (Amazon)からのダウンロード」は、こちらに該当します。